

国民健康保険等に係る柔道整復施術療養費架空請求事件への対応について

平成22年10月に柔道整復師（住所： ）が国民健康保険等に係る架空の柔道整復施術療養費を市に請求していたことが発覚し、これまで国、県と連携して当該療養費の返還請求等の手続きを進めてきた。

しかしながら、本年2月、盛岡地裁において、柔道整復師 の破産手続き開始及び同時廃止が決定、さらに5月には免責の許可が決定され、返還請求の効力を失った。

このことから、市として今後の対応を検討してきた結果、柔道整復師 に対する損害賠償請求を行わないこととし、返還請求額については、不納欠損処理を行うこととした。

1 事件の経緯

- |            |  |
|------------|--|
| 平成22年10月   | 柔道整復師 が架空の柔道整復施術療養費を市に請求していたことが、柔道整復施術等療養費通知を受けた被保険者からの通報により発覚。<br>※ 柔道整復施術等療養費通知発送は平成22年10月から実施<br>※ 被保険者からの通報は合計で15件確認されているが、いずれもこの案件              |
| 10, 12月    | 市から県（保健福祉部健康国保課）に通報の内容を報告。<br>県から国（厚生労働省東北厚生局）に情報提供。   |
| 平成23年5, 8月 | 国及び県が柔道整復師 に対する監査を実施。  |
| 平成24年3月    | 国から県に対し、「柔道整復施術療養費に係る受領委任の取扱いを中止相当とした柔道整復師の返還同意書について」通知<br>（診療録がすでに廃棄されていたことから、監査月から前5年間分をすべて架空請求とみなし全額返還させるという内容）<br>県から市に対し、「柔道整復施術療養費の返還措置について」通知 |
| 4～6月       | 市において、当該療養費に係る支給申請書の抽出及び返還請求額の確定作業を実施。   |
| 7月         | 市から柔道整復師 に対し、「柔道整復施術療養費の返還請求について」通知（請求額：49,453,649円、納期限：平成25年3月29日）  |
| 12月        | 柔道整復師 が盛岡地方裁判所に対し、破産を申立て。  |
| 平成25年2月    | 盛岡地裁が柔道整復師 の破産手続きの開始と同時廃止を決定。<br>（免責意見申述期間：平成25年4月30日）   |
| 5月         | 柔道整復師 の免責の許可が決定。（5月1日）   |

2 返還請求額の内訳

柔道整復師 に対する返還請求額の内訳は次のとおり。

なお、架空請求に係る返還請求の消滅時効は、公法上の債権であり、地方自治法第236条の規定により5年と定められていることから、平成17年度以前は請求していないものである。

